

許可番号 第 7300007362 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目2番21号

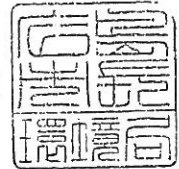
氏 名 株式会社 環境開発公社

代表取締役 小林 友則

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 秋 葉 忠 利



許可の年月日 平成20年 8月11日

許可の有効期限 平成25年 8月10日

1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
収集運搬 (積替・保管を含む) 以下 余 白	燃え殻（判定基準に適合しないものを含まない。） 汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 動植物性残さ 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 鉱さい がれき類 （これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。以下 余 白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所

無

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H10. 8. 5	更新許可	H16. 7. 25	更新許可
H10. 9. 25	変更許可	H20. 7. 23	変更許可
H15. 7. 17	変更許可	H20. 7. 30	更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

7. 備考

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 小林 友則



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 平成21年3月22日
許可の有効年月日 平成28年3月21日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鉱さい、がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装及び石綿含有産業廃棄物を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年4月20日	変更許可及び更新許可
平成23年9月15日	変更許可
平成25年6月12日	優良確認

5. 積替え許可の有無 無

市名 — 許可番号 —

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第 03301007362 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目 1 2 番 2 1 号
名 称 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 石井 正弘



許可の年月日 平成 2 4 年 7 月 9 日

許可の有効年月日 平成 2 9 年 6 月 1 9 日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無 無

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、鋳さい、がれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上 14 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9 年 6 月 20 日 新規許可

平成 24 年 6 月 26 日 更新許可

平成 24 年 7 月 9 日 変更許可(種類の追加)

5. 積替え許可の有無 無

岡山市 無

倉敷市 無

【以下裏面に記載】

6. 規則第 10 条の 9 第 2 項の規定により準用する規則第 9 条の 2 第 5 項による許可証の提出の有無 有

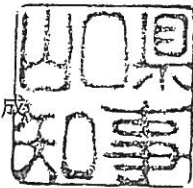
許可番号 第03500007362号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 二 井 関 成



許 可 の 年 月 日

平成 21 年 4 月 13 日

許 可 の 有 効 年 月 日

平成 26 年 4 月 12 日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残渣、ゴムくず、鉱さい、がれき類

(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上14種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年4月13日 更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

許可番号03104007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

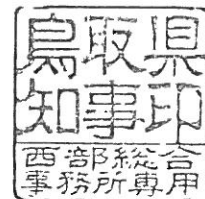
住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社

代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 平成23年 4月16日

許可の有効年月日 平成28年 4月15日

1. 事業の範囲

汚泥、廃油

以上2品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、いずれも積替え保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年 4月12日 更新許可

5. 積替え許可の有無

鳥取県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

許可番号 3200007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

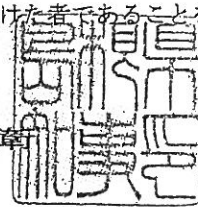
住 所 広島市西区南観音六丁目12番21号

名 称 株式会社 環境開発公社

代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

島根県知事 溝口 善兵衛



許可の年月日 平成20年10月27日

許可の有効期限 平成25年10月26日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等
(以上3品目については、自動車等破砕物及び廃ブラウン管を除く。)、紙くず、木くず、
動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類 以上14品目、石綿含有産業廃棄物である
ものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え
又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 昭和60年5月11日新規許可
- (2) 平成5年10月27日更新許可
- (3) 平成10年10月14日更新許可
- (4) 平成15年10月21日更新許可
- (5) 取り扱う産業廃棄物の種類の追加により平成20年11月19日変更許可、同日更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

無

許可番号 04000007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 麻生 渡



許可の年月日 平成 21年 12月 22日

許可の有効年月日 平成 26年 12月 21日

1. 事業の範囲

積替え・保管を行わない

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については自動車等破砕物を除く）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類（廃プラスチック類、ガラスくず等、紙くず、木くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む） 以上14品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年12月22日 更新許可

平成16年12月22日 更新許可

平成16年12月22日 変更許可により取扱品目（燃え殻他11品目）の追加

平成21年12月22日 更新許可 以下余白

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

以下余白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 以下余白



許可番号 第07600007362号

産業廃棄物収集運搬業許可証

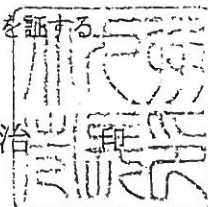
住 所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社 環境開発公社

（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

北九州市長 北 橋 健 治



許 可 の 年 月 日 平成 21年 7月 29日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 26年 7月 28日

1 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、

紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、

ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、鉱さい、がれき類

以上14種類（石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

な し

3 許可の条件

な し

4 許可の更新又は変更の状況

平成 元年 7月29日 新規許可

平成16年 7月29日 更新許可

平成 6年 7月29日 更新許可

平成16年 9月 3日 変更許可

平成11年 7月29日 更新許可

平成21年 7月29日 更新許可

5 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

余 白

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

許可番号 03900007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社

代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 尾崎 正直



許可の年月日 平成25年4月10日

許可の有効年月日 平成30年2月11日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬(積替え又は保管を除く。)

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年2月12日 新規許可

平成15年2月12日 更新許可

平成20年2月12日 更新許可

平成25年2月12日 更新許可

平成25年4月10日 変更許可(燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじんを追加)

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有



許可番号 8901007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けたものであることを証する

松山市長 中 村 時 広



許 可 の 年 月 日

平成22年 8月11日

許 可 の 有 効 年 月 日

平成27年 8月 3日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）
（事業の区分）
収集・運搬（積替え及び保管行為を含まず。）
（産業廃棄物の種類）
汚泥、廃油
以上2種類
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）
該当事項なし
3. 許可の条件
該当事項なし
4. 許可の更新、変更の状況

○ 当 初 許 可	平成12年 8月 4日
○ 代 表 者 変 更（旧：平原道康）	平成16年11月13日
○ 更 新 許 可	平成17年 8月 4日
○ 更 新 許 可	平成22年 8月11日
5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性
該当事項なし
6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無
☒ 有 ・ 無

許可番号 3807007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県松山保健所長 竹之内 直人

許可の年月日

平成22年 8月 8日

許可の有効期限

平成27年 8月 7日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

汚泥、廃油 以上2種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可

平成12年 8月 8日

○代表者変更(旧:平原 道康)

平成16年11月13日

○更新許可

平成17年 8月 8日

○更新許可

平成22年 8月 8日

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

①・無

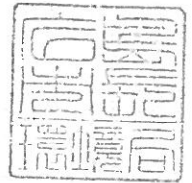
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目2番21号

氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 秋 葉 忠 利



許可の年月日 平成22年 5月12日

許可の有効期限 平成27年 5月11日

1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下 余 白	廃油(揮発油類、灯油類、軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) 廃石棉等 汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機リン化合物、シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) 廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) 廃アルカリ(水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)。以下 余 白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所
無

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H12. 5. 9	更新許可	H17.12. 2	変更許可
H16. 3. 8	変更許可	H22. 6. 1	更新許可
H17. 5. 25	更新許可		

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

7. 備考

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 小 林 友 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 藤 田 雄 山



許可の年月日 平成 21 年 3 月 23 日
許可の有効年月日 平成 26 年 3 月 22 日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びシアン化合物を含むことにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びシアン化合物を含むことにより有害なものに限る。）

廃石綿等及び汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びシアン化合物を含むことにより有害なものに限る。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年4月20日 更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有



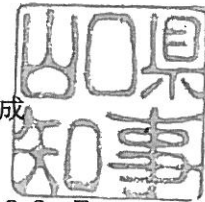
許可番号 第03550007362号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する

山口県知事 二 井 関 成



許 可 の 年 月 日

平成 21 年 3 月 23 日

許 可 の 有 効 年 月 日

平成 26 年 3 月 22 日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類

- 汚 泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃 油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- 廃 酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃石綿等
以上5種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年3月23日 更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
有



許可番号 第07650007362号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

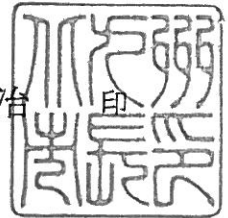
住 所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社 環境開発公社

（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治



許 可 の 年 月 日 平成 22年 1月 17日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 27年 1月 16日

1 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

- 燃 え 殻 (ｶﾞｼﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物又は砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚 泥 (水銀又はその化合物、ｶﾞｼﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物又はｼｬﾝ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃 油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- 廃 酸 (水素ｲﾍﾞﾝ濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、ｶﾞｼﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物若しくは砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素ｲﾍﾞﾝ濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾛ化合物、砒素又はその化合物若しくはｼｬﾝ化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上5種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類

な し

3 許可の条件

な し

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年 1月17日 新規許可

平成17年 1月17日 更新許可

平成14年 2月27日 変更許可

平成22年 1月17日 更新許可

5 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項に掲げる基準への適合性

余 白

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する

呉 市 長 小 村 和 年



許 可 の 年 月 日 平 成 2 2 年 1 1 月 2 9 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平 成 2 7 年 1 1 月 2 8 日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集・運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

特別管理産業廃棄物の種類

・廃石綿等

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げる高さ
余 白

3. 許可の条件
余 白

4. 許可の更新又は変更の状況
平成22年12月21日 更新許可 以下余白

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性
余 白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~・ 無

許可番号 第04355007362号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 平成22年12月28日

許可の有効年月日 平成27年12月27日

1. 事業の範囲

事業区分	収集運搬業（積替及び保管を含まない）
取り扱う 特別管理 産業廃棄 物の種類	廃石綿等 以下余白

2. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成17年12月28日付けで新規許可
- (2) 平成23年2月28日付けで更新許可

4. 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「無」

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成20年 8月11日

許可の有効期限 平成25年 8月10日

1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
裏面のとおり	

2. 事業の用に供する全ての施設
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H15. 6. 26	変更許可	H17. 11. 25	変更許可
H15. 8. 8	更新許可	H20. 8. 11	更新許可
H16. 4. 1	変更許可	H23. 10. 26	変更許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
中 間 処 理 (天日乾燥) この欄以下余白	汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白
中 間 処 理 (焼却) この欄以下余白	汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） 廃油 （これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白
中 間 処 理 (油水分離) この欄以下余白	廃油 （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白
中 間 処 理 (選別) この欄以下余白	燃え殻（判定基準に適合しないものを含まない。） 汚泥（含水率8.5%以下のものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。）
	金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 鉱さい ばいじん（燃え殻及び汚泥が混練されたものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。） （これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白
中 間 処 理 (固化) 以 下 余 白	汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。以 下 余 白

産業廃棄物処分量許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 藤 田 雄 山



許可の年月日 平成 21 年 3 月 22 日
許可の有効年月日 平成 26 年 3 月 21 日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（発酵、造粒固化）

産業廃棄物の種類

- 【発酵】汚泥（有機性汚泥に限る。）及び動植物性残さ（これらのうち判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
【造粒固化】汚泥（無機性汚泥に限る。）（判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

設置場所 広島県安芸高田市吉田町下入江字横路1184番地

- (1) 発酵施設 昭和61年12月17日設置 (汚泥を処理する場合) 50t/日
(動植物性残さを処理する場合) 50t/日
(2) 造粒固化施設 平成21年8月14日設置 汚泥 240m³/日
(3) 保管施設 108m² 汚泥（無機性汚泥に限る。） 158m³ 2.75m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年4月20日 更新許可
平成21年8月14日 変更許可

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有